

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第19号

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則の一部を改正する規則

静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則（昭和34年静岡県規則第13号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（略）					別表（略）						
種類	細目		単位	金額	種類	細目		単位	金額		
1 分 析 性 分 析	(1)	(略)				1 分 析 性 分 析	(1)	(略)			
		イ 機器による分析						イ 機器による分析			
		(7)・(i) (略)	(略)	(略)	(略)			(7)・(i) (略)	(略)	(略)	(略)
		(ii) 液体クロマトグラフ分析	(略)	6,150円				(ii) 液体クロマトグラフ分析	(略)	6,600円	
		(iii)・(iv) (略)	(略)	(略)	(略)			(iii)・(iv) (略)	(略)	(略)	(略)
		(v) 蛍光エックス線厚さ測定装置による定性分析	(略)	2,350円				(v) 蛍光X線膜厚測定分析装置による定性分析	(略)	3,080円	
		(vi)～(vii) (略)	(略)	(略)			(vi)～(vii) (略)	(略)	(略)		
		(略)					(略)				
1 定	(2)	(略)			1 定	(2)	(略)				
		エ 機器による分析						エ 機器による分析			
		(7)～(ii) (略)	(略)	(略)			(7)～(ii) (略)	(略)	(略)		
		(iii) エネルギー分散型X線分光法による定性分析					(iii) エネルギー分散型X線分光法による定性分析	1 試料につき	10,810円		
							1 場所につき	4,140円			
							1 場所増すごとに				
		(iv) エネルギー分散型X線分光法による面分析					(iv) エネルギー分散型X線分光法による面分析	1 試料につき	17,540円		
							1 場所につき	9,840円			
							1 場所増すごとに				

	量 分 析			
		(略)		
2	(1)	(略)		
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ 疲労試験 (電気油 圧式疲労試験機によ る試験)	1 試料 1 時間 につき 1 時間 増すご とに	54,240円  840円
		オ (略)	(略)	(略)
		カ (略)	(略)	(略)
		キ (略)	(略)	(略)
	(2)	ア 耐候性試験 (7) 恒温恒湿室によ る試験	1 試料 1 時間 につき	1,000円
		(i)~(i) (略)	(略)	(略)
	(略)			
	(3)	ア 電子顕微鏡試験 走査電子顕微鏡に よる観察 (略)	(略) (略) (略)	28,000円 1,480円 (略)
		(略)		
		エ (略)	(略)	(略)

	量 分 析	(h) イオンクロマト グラフ分析 (標準 陰イオン7種)	1 試料 につき 1 試料 増すご とに	3,460円  1,190円
		(略)		
2	(1)	(略)		
		ウ (略)	(略)	(略)
		エ (略)	(略)	(略)
		オ (略)	(略)	(略)
		カ (略)	(略)	(略)
		キ (略)	(略)	(略)
	(2)	ア 耐候性試験 (7) 恒温恒湿室によ る試験	1 室 1 試料 1 時間に つき	1,490円
		(i)~(i) (略)	(略)	(略)
	(略)			
	(3)	ア 電子顕微鏡試験 走査電子顕微鏡に よる観察 (略)	(略) (略) (略)	20,120円 2,180円 (略)
		(略)		
		エ (略)	(略)	(略)
オ 光学特性試験 変角分光測色	1 試料 1 測定 (60角 度 ま	7,320円		

		才 (略)	(略)	(略)
(略)				
4	(1)	ア 膜厚試験		
		(7) (略)	(略)	(略)
		(4) 蛍光エックス線 厚さ測定装置によ る測定	(略)	2,400円
化学 工業 に 関 す る 試 験	金属 表面 処 理 試 験	(略)		
		(略)		
		(略)		
5	(1)	(略)		
		カ 輪郭測定		
		(7) 輪郭測定機によ る測定	(略)	(略)
機械 精密 金属 工業 に 関 す る 測 定 、 検 査	精密 測定	(4) 三次元測定機に よる測定	1 試料 1 測定 15点に つき	15,090円
		(略)		
		(略)		
(4)	(略)	イ 各種電磁気試験		
		(7)~(3) (略)	(略)	(略)
		(4) 波形測定	1 試料 1 測定 につき	3,130円 以上 3,750円 以内

			で)に つき 1 測定 増すご とに	2,550円
		カ (略)	(略)	(略)
(略)				
4	(1)	ア 膜厚試験		
		(7) (略)	(略)	(略)
		(4) 蛍光X線膜厚測 定分析装置による 測定	(略)	3,080円
化学 工業 に 関 す る 試 験	金属 表面 処 理 試 験	(略)		
		(略)		
		(略)		
5	(1)	(略)		
		カ 輪郭測定		
		(7) 輪郭測定機による 測定	(略)	(略)
機械 精密 金属 工業 に 関 す る 測 定 、 検 査	精密 測定	(略)		
		(略)		
		(略)		
(4)	(略)	イ 各種電磁気試験		
		(7)~(3) (略)	(略)	(略)
		(4) 波形測定	1 試料 1 測定 につき	3,130円 以上 3,750円 以内

及 び 試 験		(略)		
6	包 装 材 料 試 験	ア 包装材料試験 (7)・(i) (略) (j) 箱圧縮試験 (k) (略)	(略) (略) (略)	(略) <u>1,330円</u> (略)
		(略)		
		(略)		
8	製 紙 工 業 に 関 す る 試 験	(1) ア パルプ試験 (7)~(j) (略)	(略)	(略)
		(略)		
		(2) ア 紙質試験 (7)~(k) (略) (l) <u>ほぐれ性</u> (m)~(n) (略)	(略) (略) (略)	(略) <u>1,440円</u> (略)
		(略)		
		(3) ア 抄紙試験 (7)・(i) (略) (j) <u>大型連続抄紙試 験</u>	(略) (略) <u>1 試料 につき</u>	(略) <u>136,630円</u> (略)
		(略)		

及 び 試 験		(略)		
6	包 装 材 料 試 験	ア 包装材料試験 (7)・(i) (略) (j) 箱圧縮試験 (k) (略)	(略) (略) (略)	(略) <u>2,030円</u> (略)
		(略)		
		(略)		
8	製 紙 工 業 に 関 す る 試 験	(1) ア パルプ試験 (7)~(j) (略) (k) <u>シール紙離解 性試験</u>	(略) (略) <u>1 試料 につき</u>	(略) <u>4,600円</u> (略)
		(略)		
		(2) ア 紙質試験 (7)~(k) (略) (l) <u>ほぐれやすさ</u> (m)~(n) (略)	(略) (略) (略)	(略) <u>1,350円</u> (略)
		(略)		
		(3) ア 抄紙試験 (7)・(i) (略)	(略)	(略)
		(略)		

	紙加工試験			
(略)				
10	(1)	ア (略)	(略)	(略)
		イ <u>試料調製</u>	<u>1件1</u> <u>試料に</u> <u>つき</u>	<u>870円</u> <u>以上</u> <u>35,790円</u> <u>以内</u>
(略)				
10	(3)	ア 商業デザイン (7)・(1) (略)	(略)	(略)
		(7) (略)	(略)	(略)
		イ 工業デザイン (7) (略)	(略)	(略)
		(1) (略)	(略)	(略)
(略)				
(略)				

	紙加工試験			
(略)				
10	(1)	ア (略)	(略)	(略)
		イ <u>調製</u> (7) <u>試料調製</u>	<u>1件1</u> <u>試料に</u> <u>つき</u>	<u>870円</u> <u>以上</u> <u>35,790円</u> <u>以内</u>
10	(3)	イ <u>イオンミリング</u>	<u>1試料</u> <u>につき</u>	<u>20,140円</u>
		ア 商業デザイン (7)・(1) (略)	(略)	(略)
		(7) <u>コンテンツデザイン</u>	<u>1件1</u> <u>時間に</u> <u>つき</u>	<u>3,530円</u>
		(1) (略)	(略)	(略)
10	(3)	イ 工業デザイン (7) (略)	(略)	(略)
		(1) <u>プロダクトデザイン</u>	<u>1件1</u> <u>時間に</u> <u>つき</u>	<u>3,890円</u>
		(7) (略)	(略)	(略)
		(1) (略)	(略)	(略)
(略)				
(略)				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に依頼を受けた静岡県工業技術研究所使用料及び手数料条例（昭和34年静岡県条例第13号）第1条に規定する分析等に係る手数料の額は、改正後の静岡県工業技術研究所研修施設等の使用等に関する規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。